

尾三地区ミニバスケットボール連盟規約

第一章 名 称

第1条 本連盟は、尾三地区ミニバスケットボール連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務局を理事会の指定するところに置く。

第二章 組 織

第3条 本連盟は、尾道市、三原市、竹原市並びに世羅郡（以下、尾三地区）を拠点として活動し、本連盟に加盟登録したチームをもって組織する。
ただし、理事会の承認を得た場合には尾三地区以外のチームでも加盟登録を認める。

第4条 加盟とは1チームが本連盟に届け出てチーム登録されることである。

第5条 1チームとは以下の事をいう。

1. 競技者は12歳以下の小学生児童。
2. 男女別々。
 - (1) 男女混合チームの競技会への参加は認めるが、登録は男女それぞれ別のチームとして行うこと。
 - (2) 参加する競技会における扱いは、別に定める「連盟主催大会に関する規定」によるものとする。
3. 単独で組織されたチーム。
 - (1) 単一学区児童で構成されたチームを原則とする。
 - (2) 単一学区児童のみで活動できない場合のみ、近隣の同一条件校との合体（連合）を認める。
 - (3) チーム構成そのものが、4校を超えるチームについては加盟登録について、原則認めない。
但し、そのチーム構成に正当な理由があると思われる場合は理事会において協議するものとする。

第三章 目 的

第6条 本連盟は、尾三地区におけるミニバスケットボールの健全なる普及と発展を図り併せて各チーム間の親睦を図ることを目的とする。

第7条 本連盟は、尾三地区における指導者の資質の向上及び審判技術の向上を図ることにより、地域の技術向上を図ることを目的とする。

第四章 事 業

第8条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 交歓ゲーム，競技大会の開催。
2. 各種講習会，研修会の開催。
3. その他，本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第五章 競技者

- 第9条 尾三地区及び近隣地区の小学校に在籍する12歳までの男女とする。
チーム登録の競技者は1人1チームとし，二重登録は認めない。
チームに登録した競技者は，転校等やむを得ない場合を除いて，原則として別のチームに登録変更することはできない。また，転校等やむを得ずチームに登録変更する事情が生じた場合は，両チームの代表者は理事会に事前に申請し承認を得るものとする。
チームが解散・連盟脱会・休部により，競技者が同チームにおいて競技を続けることが困難な場合であって，連盟加盟チームから登録申請があった場合は，新規申請扱いとする。ただし，従前の所属チームが復活し，そのチームへ登録変更しようとするときは移籍扱いとなり1年間登録変更できない。
ただし，上記の理由にあてはまらない移籍に関しては，別途理事会で協議する。当該選手は登録抹消後1年間の登録停止を経た後，登録変更できるものとする。

第六章 役員

- 第10条 本連盟に次の役員を置く。
1. 会長 1名
副会長 若干名
理事長 1名
副理事長 若干名
理事 若干名
監査 1名
以上の役員は，理事会を構成する。
 2. 専門委員 各専門委員会に委員長1名，副委員長・委員若干名

第七章 役員を選出と職務

- 第11条 本連盟の役員は次のとおり選出され，次の任務を行う。
1. 会長，副会長は，理事会の推薦によって就任する。
会長は本連盟を代表する。
副会長は会長を補佐し，会長に事故ある時は職務を代行する。
 2. 理事長は，理事会において選出し会長が委嘱する。
理事長は本連盟の全ての業務を統括する。
 3. 副理事長は，理事会において選出し会長が委嘱する。
副理事長は，理事長の補佐を行い，理事長に事故ある時は職務を代行する。
 4. 理事は加盟チームの代表者，及び理事会で推薦されて会長が委嘱する。
 5. 監査は，理事会において推薦し会長が委嘱する。
監査は本連盟の会計及び活動を監査する。

6. 専門委員会は次のとおりとし、各委員長及び副委員長は理事会において推薦し会長が委嘱する。

専門委員は必要に応じて、理事会において推薦し会長が委嘱する。

- ① 総務委員会
- ② 財務委員会
- ③ 広報委員会
- ④ 競技委員会
- ⑤ 審判委員会
- ⑥ 普及委員会
- ⑦ 倫理委員会

第八章 役員任期

第12条 本連盟の役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
欠員が生じた時はその補充をおこない、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第九章 名誉顧問、顧問、及び参与

第13条 本連盟に名誉顧問、顧問、参与を各若干名置くことができる。

2. 名誉顧問、顧問、参与は、本連盟に功績のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 名誉顧問及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
4. 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるができる。

第十章 会議

第14条 本連盟の諸事を決定する会議は理事会とする。

2. 理事会の開催は、年に一度開催する定例会議と臨時会議とする。
3. 理事会は会長が招集し、且つ議長となる。
4. 理事会は理事会を構成する役員又は、その代理者の3分の2の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。
5. 理事会は、次の事項について決定及び承認をする。
 - ①事業計画
 - ②予算と決算
 - ③役員を選出と推薦
 - ④規約の改正
 - ⑤その他の必要事項

第十一章 登録

第15条 本連盟に加盟登録しようとするチームは毎年度、所定の加盟登録申請書を提出し、別に定める加盟費を納め、理事会の承認を得なければならない。

2. 年度途中にチームの新規加盟申請があった場合は、理事会において承認を得た後、

準加盟扱いとする。この場合、申請年度内の大会はオープン参加扱いとし、チームは大会運営に協力するものとする。また、審判講習会、指導者講習会への参加を必須とする。

第16条 納入した加盟費はいかなる理由があっても返還されない。

第17条 本連盟に所定の手続きを経て加盟したチーム、並びに、そのチームに登録した競技者は、本連盟が主催した行事に参加する権利を得る。

第18条 年度の途中に選手追加登録を行う場合は、本連盟に申請し承認を得なければならない。

第十二章 賞 罰

第19条 本連盟の規約及び通達事項に反する行為があった者は、理事会の決議により処分を行う。

第20条 この規約に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、本連盟理事会が処理する。

第十三章 会 計

第21条 本連盟の会計は次のとおりとする。

1. 会計は加盟費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれを当てるものとし、競技会等に要する費用は別途徴収する。
2. 本連盟の加盟費は1チーム、年額5,000円とする。
3. 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第十四章 補 足

第22条 この規約の施行に関して必要な細則は理事会の議決をもって定める。

第23条 その他、本連盟規約に記載のない事項は、日本ミニバスケットボール連盟並びに広島県ミニバスケットボール連盟規約に準ずる。

附則 この規約は、平成19年4月1日より施行する。
この規約は、平成21年3月31日より一部を改正する。
この規約は、平成23年4月2日より一部を改正する。
この規約は、平成25年4月1日より一部を改正する。
この規約は、平成26年2月15日より一部を改正する。